

九 「ペルー」移民関係雑纂(二) 一八四

クリン」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也
(別紙)

通送第五三号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正四年十月十五付秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦参拾組取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正四年十月二十五日

外務大臣男爵 石井菊次郎(印)

一八四 十月二十八日 西久保警視總監ヨリ
石井外務大臣宛

ペルー国チクリン耕地行夫婦移民三十組ノ募

集予定ノ件

第一八一号ノ二

大正四年十月二十八日

二六八

警視總監 西久保弘道(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ秘露国「チクリン」耕地行契約移民今般別紙ノ通募集予定ノ旨届出候也
(別紙)

秘露国「チクリン」耕地行契約移民募集御届

弊社取扱秘露国「チクリン」耕地行契約移民夫婦参拾組ノ内左記移民募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間此段御届申上候也

大正四年拾月二拾六日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 西久保弘道殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名

人員

熊本県

夫婦七組

広島県

〃 四組

山口県	〃	五組
福島県	〃	拾組
福岡県	〃	三組
未定県	〃	宍組
計	夫婦参拾組	

註 右予定ハ其後数次ノ変更ヲ見タリ

一八五 十一月十二日 坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

チクリン耕地行移民ハ精選募集スル様注意方

ニ関スル件

通送第五三八一号

森岡移民合名会社ヨリ秘露国「チクリン」耕地行男移民百五十名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ニ対シ本年九月十八日附ヲ以テ承認相成居候処今回該移民募集ニ方リ精選ヲ要スベキ義ニ関シ特ニ在里馬森領事ヨリ報告ノ次第有之右ニ抛レバ同耕地ヘハ昨年八月以来四回ニ亘リテ男女総計百九十八名ノ移民ヲ入レタルニ第一回到着移民ハ其撰択宜シキヲ得ズ非純農ヲ混ジ且ツ監督トノ折合円満ヲ欠キン等ノ理由ニヨリ多数ノ出耕者ヲ出シタルモ其後善後策ヲ講シタ

九 「ペルー」移民関係雑纂(二) 一八五 (三) 一八六

ル結果漸次成績良好ニ向ヒ殊ニ耕主ノ本邦移民待遇方頗ル親切ニテ移民住居其他ノ設備遙ニ他耕地ニ優リ居リ今後ノ成績如何ニヨリテハ将来本邦移民ニ取リテ最モ有望ノ耕地ト認メラレ且隣地ニ於テモ本耕地ニ於テ本邦移民ノ成績ヲ傍觀シ居ル模様ニテ此際大ニ注意ヲ要スル事情アリ尚又今回新契約締結ニ際シ耕主ヨリモ特ニ純農精選方申出アリタル趣ニ有之候条右ノ事情至急森岡移民合名会社ヘ御示達相成度此段申進候也

三 東洋移民合資会社扱関係

一八六 五月十七日 在里馬森領事ヨリ
加藤外務大臣宛

東洋移民合資会社及ペルー甘蔗耕地株式会社
間ノ移民男女百名供給契約証認ノ件

公第二四号 (七月七日接受)

大正四年五月十七日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

二六九

外務大臣男爵 加藤高明殿

「アンカツシユ」県「サンタ」原野所在「ペルービアン」シユガー、エステート」会社所有「タンボ、レアル」耕地へ本邦移民男女百名ヲ供給セントスル同社東洋移民合資会社間本年五月十七日附契約

本契約ハ之ヲ同社間一昨年十月三十一日附契約ト比較シ第一条ニ於テ移民ノ員數ヲ百名トセシ外他ニ何等變更シタル点ナシ

前契約ニ依リ同耕地ニ渡航シタル本邦移民百五十名ノ内昨年八月中到着ノ百四名中今日迄ニ逃亡シタル者放逐セラレタル者並ニ病氣ノ為メ耕地ヲ出テタル者五十名又本年一月到着ノ四十六名中逃亡者十五名アリ最近ノ通知ニ依レバ現在残留セル者八十名ニテ前記三月末日迄ノ労働高ヲ見ルニ最モ精勤ナルモノハ既ニ百七十「タレヤ」ヲ完了シ居リ平均百五十「タレヤ」位ニ相当シ從テ五百「タレヤ」ヲ完了スルニ平均二十三ヶ月半ヲ要スル割合ト相成居リ候而シテ逃亡者ノ數等ヨリ見ルトキハ成績良好ト云フヲ得ザルモ右ハ着耕當時耕地労働ニ不慣ノ際他耕地ノ優レル風聞ヲ耳ニシ或ハ誘拐者ニ誤マラレ又各耕地共大同小異ナルコトヲモ

主間ニ移民男女老百名供給ニ關スル新契約条件前同様ニテ取結バレ右ニ対シ承認ヲ与ヘタル旨本月十七日付ニテ森領事ヨリ電報有之候条其旨同取扱人ニ御示達相成度此段申進候也

一八八 五月十八日 神谷東洋移民会社業務担当社員ヨリ
加藤外務大臣宛

ペルー国タンボ、レアル耕地行移民契約ニ係
ル書面契約承認願出ノ件

附屬書一 「タンボ、レアル」耕地ニ關スル情況書

二 「タンボ、レアル」甘蔗耕地契約案

三 「ペルー」甘蔗耕地株式会社東洋移民合資

会社間契約書訳文

書面契約承認願

大正參年五月式拾日附ヲ以テ御承認相受候秘露甘蔗耕地株式会社ノ経営ニ係ル同国「アンカシユ」省「サンタ」州所在ノ「タムボ、レアル」耕地行本邦移民供給契約ト全然同一条件ニテ今般更ニ該社ヨリ本邦移民男女老百名ノ供給方注文相受候ニ付テハ移民對弊社間書面契約ノ義ハ別紙ノ通り從前ノ分ヲ其僦使用仕度候間御承認被成下度此段奉願上候也

確知スルニ至リ近來ハ逃亡者極メテ稀ニ現ニ後者ノ分ニ於テハ其逃亡者ノ比例前着ノ分ニ比シ大ニ減少シ居リ今後ノ取扱方如何ニヨリテハ更ニ良好ノ成績ヲ挙グルコトヲ得可ク殊ニ一旦逃亡シタル者ニシテ再ビ本耕地ニ歸來タル者モ有之由ニテ耕地ノ本邦移民待遇方ニ関シ何等不都合ノ点無之哉ニ思考セラレ又移民住屋等ニ就テハ既ニ其準備整ヒ居リ新移民ハ之ヲ新築家屋ニ收容ストノコトニ有之唯会社經濟上ノ基礎ハ今尚鞏固ト云フヲ得ザルガ如キモ從來労働者ノ賃銀支払等ニ関シ不都合無之今後共之ニ関シ面倒ヲ見ル様ノコト万有之間敷從テ新契約ハ之ヲ証認シ差支無之ト思考致シ候ニ付本日之ヲ証認シ尚東洋移民合資会社代理人ヨリノ依頼ニ依リ電報ヲ以テ右証認ノ旨及具報候次第ニ有之候此段報告申進候 敬具

一八七 五月十八日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

東洋移民合資会社トペルー国タンボ、レアル
耕主トノ新移民契約締結ノ件

通送第二四四二号

東洋移民合資会社代理人ト秘露国「タンボ、レアル」耕地

尚雇主会社ニ於テハ右移民發送ヲ取急キ居本年七月下旬横浜出帆ノ紀洋丸ニテ發送方希望ノ旨電報ヲ以テ申越候次第モ有之且ツ前掲ノ如ク契約条件モ既ニ御承認ヲ得タルモノニ候ヘバ何卒特別ノ御詮議ヲ以テ迅速御取計ノ程併而奉懇願候

大正四年五月十八日

東京市京橋区新着町拾番地

東洋移民合資会社

業務担当社員 神谷 忠雄(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

註 右ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ五月二十一日附進第九一九号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ尚日本外交文書大正三年第一冊三三六文書参照

(附屬書一)

秘露国「タンボ、レアル」甘蔗耕地契約案

移民 (以下單ニ移民ト稱ス) 南米秘露国「アンカシユ」縣「サンタ」郡「サンタ」谿所在、「タンボ、レアル」甘蔗耕地又ハ其工場ニ於テ労働スル目的ヲ以テ同国ニ渡航スルガ爲ニ左記二名ヲ保證人ニ立テ其取扱方ヲ移民取

扱人東洋移民合資會社(以下單ニ會社ト稱ス)へ申込ミタルニ付會社ハ其申込ヲ承諾シ相互ノ間ニ左ノ條項ヲ契約ス
第一條 會社ハ移民保護法ノ規定ニ據リ移民保護ノ責務ヲ負ヒ移民ノ爲ニ渡航許可旅券下附ノ出願並ニ渡航ニ必要ナル諸般ノ手續ヲ爲シ移民ガ本契約書ニ記載セル目的地ニ到着シタル上ハ會社ノ業務代理人ヲシテ雇主ニ紹介シ勞働ニ就ク手續ヲ懇切ニ周旋セシムベシ

第二條 移民ハ本契約ノ條項ヲ恪守スベキハ勿論秘露國ノ法令及耕地製造場ノ諸規則並ニ雇主ノ命令ヲ嚴守シ誠實ニ勤勉勞働スベク尚會社ガ移民ノ利益ヲ保護スルガ爲派遣セラレタル業務代理人其他ノ役員ノ正當ナル指圖ニ從フコトヲ誓約ス

第三條 移民ハ耕地支配人ノ指圖ニ從ヒ秘露國ノ習慣ニ依リ日傭勞働又ハ分量勞働(「タレア」勞働法)ニヨリ勞働スベキモノトス、會社ガ豫メ雇主ト協議シタル就業時間及賃金ハ左ノ如シ

日傭勞働ハ農作地ニ在リテハ其執業一日十時間其工場ニ在リテ一日十二時間ヲ超過セザルモノトス

「タレア」勞働ニ在リテハ秘露國勞働者ガ一日ニ爲ス數

二十「セントアヴォス」以上ヲ得ル勞働者ニ對シテモ第四條(イ)號ニヨル二十「セントアヴォス」ノミヲ差引キ其以上ニ及ブコトナキモノトス

右重量或ハ數量ノ方法ニヨリ賃金支拂ヲ締結シタル場合ニハ日本人監督ハ其計量ノ正確ヲ期センガ爲ニ計量ノ際ニ立會ヲナシ其定量ヲ移民ニ表示スベキモノトス

右重量或ハ數量ニヨリ勞働ヲナス移民モ規定ノ五百「タレア」ニ相當スル重量或ハ數量ヲ完了シタル時ハ第十三條規定ノ賞與金ヲ受クルコトヲ得ルモノトス

第六條 女子ノ移民トシテ渡航スルモノハ賃金及勞働ノ種類等總テ第三條ノ規定ニヨリ男子移民ト同一タルベキモノトス但シ女子ガ家庭ノ用務ノ爲男子ト同時間働クコト能ハザル場合ニハ豫メ協定ヲナシ實際ノ作業或ハ就業時間ニ應ジ賃金ヲ給セラルベシ

第七條 移民ハ左ニ掲グル日ヲ除ク外周年勞働スベキモノトス

日曜日、一月一日、七月二十八日、十月卅一日(天長節祝日)、十二月廿五日、神聖金曜日

若シ移民ガ第三條第二項ニ規定セル時間外又ハ前記休業

量ヲ標準トナシ其賃金ハ一日ノ完全ナル日傭勞働ニ對シテモ亦一「タレア」ヲ完了スル毎ニ於テモ秘貨一「ソール」二十「セントアヴォス」(邦貨約金一圓二十錢)ヲ下ラザルモノトス但シ日傭勞働ニシテ一日ノ規定時間ニ充タザルモノ又ハ「タレア」勞働ニシテ完了ニ至ラザルモノニ對シテハ之ニ應ジタル賃金ヲ支拂ハルモノトス

第四條 第三條規定ノ日給又ハ「タレア」勞働ニヨル賃金ノ支拂法ハ左ノ如シ

(イ) 完全ナル一日ノ所得金中移民ノ預金トシテ二十「セントアヴォス」ヲ引去リ其殘額ハ雇主ノ定期支拂日ニ於テ直接之ヲ移民ニ拂渡スモノトス

(ロ) 前號ニヨリ預金トシテ引去リタル二十「セントアヴォス」ハ會社ノ里馬出張所ニ於テ毎月末日賃金支拂明細書ト共ニ雇主ヨリ受取り移民ノ請求次第何時ニテモ會社取引銀行ノ附スル利子ト共ニ之ヲ移民ニ拂渡スモノトス

第五條 移民ハ雇主トノ協議ニヨリ第三條規定ノ日給又ハ「タレア」勞働以外重量法或ハ數量法等特別ノ約束ニテ勞働スルコトヲ得コノ場合ニハ雇主ハ一日一「ソール」

日ニ就業センコトヲ耕地支配人ヨリ請求セラレ移民ガ任意ニ之ヲ承諾シタルトキハ勞働時間一時間毎二十八「セントアヴォス」但シ一時間ニ滿タザルモ三十分ヲ超エタルトキハ十八「セントアヴォス」三十分若クハ三十分以下ハ十「セントアヴォス」ノ割合ニヨリ賃金ヲ支拂ハルモノトス

第八條 移民ト雇主トノ契約期間ハ耕地到着ノ日より起算シテ一ケ年トス但移民及雇主間ノ合意ニヨリテハ更ニ二期若シクハ二期以上ノ再契約ヲ爲スコトヲ得

第九條 耕地主ハ作業ニ必要ナル器具等ヲ充分ニ勞働者ニ支給スルモノトス

第十條 本契約期間中移民ハ雇主ヨリ無料ニテ臺所付家屋及長サ六呎巾三呎ノ木製或ハ藤製ノ就眠床ヲ給セラルベク又病氣ノ場合ニハ無料ニテ醫藥ノ給與ヲ受クルモノトス且重症或ハ流行病ノ發生シタル場合ニハ充分ナル手當ヲ受クルコトヲ得ベシ

第十一條 移民勞働中不慮ノ災害ニ罹リ勞働不能ト成リタル事實ヲ醫師ニ於テ證明シ休業シタル場合ニハ其休業期間中常規賃金ノ三分ノ一即チ四十「セントアヴォス」ヲ給

セラレ尚食事及醫療ヲ給セラルベシ

第十二條 移民ガ命ゼラレタル労働ニ從事中不慮ノ災害ノ爲ニ死亡スルカ又ハ永久労働ニ堪フル能ハザルニ至リタル場合ハ雇主ハ移民ノ爲ニ秘貨二十磅(邦貨約金二百圓)ヲ會社ニ支拂ヒ會社ハ之ヲ移民又ハ移民ノ遺族ニ拂渡シタル上雇主及會社ハ移民若クハ移民ノ遺族ニ對シ何等ノ責任ナキモノトス

第十三條 雇主ハ會社ニ對シ五百「タレア」ヲ完了シタル移民各一名ニ對シ賞與金トシテ秘貨五磅(邦貨約五十圓)ヲ右五百「タレア」ヲ完了ノ時ニ於テ給與スベキニ付會社ハ之ヲ受取り次第移民ニ支拂フベシ

右賞與金ハ五百「タレア」ヲ完了スル毎ニ繼續シテ給與セラルモノトス移民ガ本條規定ノ賞與金ヲ受取ラズシテ死亡シタル場合ニハ會社ハ之ヲ遺族ニ支拂フモノトス第十四條 雇主ニ於テ契約期間滿了前本契約ノ解除ヲ望ムトキハ會社及移民ヘ三ヶ月以前ニ豫告ヲナシテ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニハ會社ハ賠償金トシテ秘貨五磅ヲ雇主ヨリ受取り之ヲ移民ニ拂渡スベシ

第十五條 移民正當且已ムヲ得ザル理由ニヨリ雇傭契約解

ルコト且男子ハ二十歳ヨリ四十五歳以下ノ年令ノモノニシテ充分労働ニ堪ヘ得ベキ健康者タルコトヲ誓フ

第二十條 移民詐欺ノ手段ヲ以テ募集ニ應ジタルコトヲ發見シタルトキハ會社ハ渡航手數料ヲ返還セザルベシ

第二十一條 會社ハ移民ガ渡航ヲ許可セラレタル後ト雖労働者トシテ不適當ナル事實ヲ發見シタル時ハ行政官廳ノ承認ヲ受ケ何時ニテモ解約ノ權ヲ保留ス但シ此場合ニハ既ニ受取リタル手數料ノ全額ヲ還附ス

第二十二條 移民若シ渡航地ニ於テ疾病ニ罹リ救助ヲ要スル場合ニハ會社ハ在秘露国代理人ヲシテ親切ニ其疾病手當ヲナシ生活ヲ凌グニ足ルベキ衣食住ノ救助ヲ加ヘシメ歸国ヲ要スル時ハコレガ取計ヲ爲サシムベシ

第二十三條 移民ガ在外帝国官廳ノ保護ヲ受ケ又ハ其保護ニヨリ歸国シタルトキハ會社ハ當該官廳ニ對シ移民ニ代リテ其費用ヲ辨納スベシ

前條及本條ニヨリ支出シタル立替金若クハ其費用ハ移民ト保證人ノ全員ハ連帶シテ會社ノ請求次第直ニ之ヲ償還スベキモノトス

第二十四條 不慮ノ出來事又ハ不可抗力ニ起因スル場合ノ

除ヲナサントスル場合ニハ豫メ會社ノ業務代理人ニ申出デタル上若シ雇主ニ負債アラバ之ヲ返済シ尚其解除ヨリ生ズル正當ノ損害アルトキハ會社ヲ經テ雇主ニ對シ辨償スベキモノトス

第十六條 移民ノ渡航及歸朝費用ハ自辨トス但シ移民ガ秘露国ノ上陸港「チムボテ」港ヨリ耕地ニ至ル迄ノ費用(解舟賃ヲ含ム)及食料並ニ手荷物ノ運搬費等ハ一切雇主ノ負擔トス移民耕地到着ノ後最初三日間ハ移民ノ依頼ニヨリ雇主ニ於テ毎日常晝ノ二食ヲ準備周旋ヲナシ一食十五「センタヴォス」ノ割合ヲ以テ最初ノ賃金中ヨリ引去ルベシ

第十七條 移民ハ渡航手數料トシテ本契約認可ノ際金貳拾五圓ヲ會社ニ支拂フベシ

第十八條 移民ハ應募申込ノ際保證トシテ金拾圓ヲ會社ニ拂込ムベシ會社ハ本契約認可ヲ得タル上渡航手數料ノ内ヘ該金額ヲ振替フルモノトス移民若シ正當ノ理由ナクシテ破約スルトキハ會社ハ已ニ盡シタル手數ノ報酬トシテ前記金拾圓ノ内金五圓ヲ引去リ其殘額ヲ返付スベシ

第十九條 移民ハ其職業ノ純農ニシテ性質純良品行方正ナ

外萬一雇主ニ於テ第十二條第十三條及第十四條ノ規定ノ金額支拂ヲ怠タルトキハ會社ハ雇主ニ對シテ延滞日數ニ對スル月一分ノ延滞利子ヲ請求シ之ヲ受取リタル上元金ト共ニ移民又ハ其遺族ニ拂渡スベシ

第二十五條 雇主ニ於テ移民ニ對シ秘露国ノ法律又ハ本契約ノ條項ニ違反シタル行爲アルトキハ移民ハ秘露国ノ行政廳又ハ裁判所ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ベシト雖一應會社ノ在秘露国代理人ニ其事情ヲ申出ヅベシ然ルトキハ業務代理人ハ懇切ニ事實ヲ調査シ適當ノ救済方ヲ講ジ事情ノ許ス限り裁判外ニ移民ノ權利ヲ保護スルコトニ努ムベシ又會社ニ於テ移民ニ對シ本契約ニ定メタル義務ヲ履行セザルトキハ移民ハ其被リタル損害ノ賠償ヲ會社ニ要求スルコトヲ得ルモノトス

移民ガ雇傭契約ニ違背シタルガ爲ニ會社ガ移民供給契約上損害ヲ被リタル場合ニハ移民ト保證人ノ全員ハ連帶シテ之ヲ辨償スベキモノトス

第二十六條 本書ニ記名調印シタル移民ノ保證人ハ移民三名以上ノ爲ニ保證ノ位置ニ立タザルコトヲ誓言ス

右双方合意ノ上契約證書二通ヲ調整シ會社移民並ニ移民ノ

九 「ペルー」移民関係雜纂(三) 一八八

保證人二名各自記名調印ノ上會社並ニ移民ニ於テ各其一通
ヲ所持スルモノトス

大正 年 月 日

東京市京橋區新肴町十番地(商法施行前設立)

移民取扱人 東洋移民合資會社

右業務代理人

縣 郡 村 番地

移 民

年 月 日生

縣 郡 村 番地

右保證人

縣 郡 村 番地

右保證人

(附屬書二)

秘露甘蔗耕地株式會社
東洋移民合資會社

間契約書譯文

日本帝國法律ニ依リ設立セラレタル在東京(日本)東洋移
民合資會社(以下會社ト稱ス)及秘露國「アンカシュ」省
「サンタ」谿所在「タンボ、レアル」耕地所有者ナル秘露

二七六

甘蔗耕地株式會社(本契約ニ於テ耕地主ト稱ス)ハ次ノ條
項ヨリ成立セル契約ヲ締結ス

第一條 會社ハ七ヶ月以内ニ前記耕地ニ出來ル丈ケ多數ノ
女子(五割迄)ヲ包含スル百名ノ日本勞働者ヲ供給スル
義務ヲ約シ耕地主ハ是等勞働者ヲ耕地主ノ撰擇ニヨリ耕
地勞働或ハ工場勞働ニ少クトモ一ヶ年ノ期間從事セシム
ル爲メ受取ルベキ義務ヲ約ス

第二條 本契約ニ指ス勞働者トハ體格健全ナルモノニシテ
指定ノ勞働ニ適應シ且品行方正ノ者タルコトヲ要ス勞働
者ノ年齢ハ男子二拾才ヨリ四拾五才マデノモノタラザル
ベカラズ

第三條 移民ノ勞働ハ所屬耕地支配人ノ撰擇指定ニ依リ秘
露國ノ風俗習慣ニ從ヒテ日傭勞働又ハ「タレア」勞働ニ就
クベキモノトス日傭勞働ニアリテハ野外ニ於テ十時間工
場ニ於テハ十二時間ヲ超過セザルベク「タレア」勞働ニ
アリテハ通常秘露國勞働者ノ從事スル作業ニ等シキ程度
ノモノタルベシ其賃金ハ毎一日ノ完全ナル日傭勞働ニ對
シテモ亦完了セル一「タレア」ニ對シテモ一「ソール」
二十「センタボス」ヨリ少カラザルモノトス而シテ一日

分又ハ一「タレア」分ニ充タザル勞働ニ對シテハソノ賃
金定額ニ按分シテ支拂ハルルモノトス而シテ移民ガ其賃
金中ノ幾分ヲ貯蓄スルノ趣意ニテ前記賃金一「ソール」

二十「センタボス」ノ賃金ノ中ヨリ耕地主ハ里馬ニ於ケ
ル會社ニ引渡スベキ條件ノ下ニ各移民ノ賃金ヨリ日傭ト
「タレア」トヲ問ハズ一日二十「センタボス」ノ割合ニ

テ差引キ之ヲ會社ニ送り會社ハ移民ノ爲メニ保管ス
該保管金ノ清算ハ必ス毎月確實ニ行ヒ耕地主ハ耕地支配
人並ニ日本人監督ノ署名セル賃金支拂明細表ヲ會社ニ送
附スベシ而シテ一旦此表ト共ニ移民各個及全體ノ該保管
金ノ總額ヲ會社ニ引渡シタル時ハ該保管金ニ對スル耕地
主ノ責任ハ解除セラルルモノトス

第四條 耕地主ガ移民ト「重量」或ハ「數量」法ニヨリ賃金
支拂ヲ締約シタル場合ニハ日本人監督ハ其計量ノ正確ヲ
期センガ爲メニ計量ノ際ニ立會ヲナスベシ一日一「ソー
ル」二十「センタボス」以上ヲ得ル勞働者ニ對シテモ耕地
主ハ前條ニヨル送金ハ一日二十「センタボス」ノ割合ノミ
ヲ差引キ其以上ニ及ブコトナキモノトス耕地主ハ移民ガ
後條規定ノ賞與金ヲ受クベキ條件ナル五百「タレア」ヲ

九 「ペルー」移民関係雜纂(三) 一八八

二七七

完了スルニ要スル期間ヲ豫知スルコトヲ得セシメンガ爲
メ一「タレア」ニ相當スル重量又ハ數量ノ割合ヲ定ムベ
キ事ヲ承諾ス

第五條 移民ハ左記ノ日ヲ除キ周年勞働スベキモノトス
日曜日、一月一日、七月廿八日、十月卅一日、十二月廿
五日、神聖金曜日、

若シ特別ノ事情ニ因リ耕地主ガ第三條規定ノ時間以外或
ハ祝祭日ニ於テ移民ノ勞働ヲ要求シ而シテ移民ハ任意之
レヲ承諾シタル場合ニハ勞働時間三十分以上一時間毎ニ
十八「センタボス」三十分若シクハ其以下端數ニ付キ十
「センタボス」ノ割合ノ賃金ヲ受クベキモノトス

第六條 若シ女子ガ契約ニテ來レル場合ニハ女子モ亦第三
條規定ノ方法ニヨリ勞働スベキ義務アルモノトス
但シ女子ハ其家庭ノ用務ノ爲メニ男子ト同時間勞働スル
能ハザルガ故豫メ協定ヲナシ實際ノ作業ニ對シ或ハ就業
時間ニ應ジ賃金ヲ給スルモノトス

第七條 耕地主ハ作業ニ必要ナル器具等ヲ充分勞働者ニ支
給スルモノトス

第八條 會社ハ相互ノ便利ヲ計ル爲メ移民ノ耕地在在中其

監督トシテ西班牙語ニ通スル日本人監督一名ヲ聘用スベシ其給料ハ本契約期間内ハ毎月秘金貨八磅其期間後尚耕地ニ就職スル時ハ十一磅トス又隨時遠方巡廻其他職務上ノ必要ニ應ズル爲メ乗馬及馬具ヲ供シ且寢臺及洗面器附キノ専用家屋ヲ無料ニテ貸與シ尚疾病ノ際ハ醫藥ヲ供給スベシ

前記監督者ヲ支配人が不適任ト認メ且會社亦之レヲ承認シタル場合ニハ其際協定スル相當期間内ニ會社ハ他ノ監督ト交替セシムベキ義務アルモノトス若シ協定シタル期間内ニ會社ガ適任ノ新監督ヲ耕地主ニ送ル事能ハザル場合ニハ耕地主ハ不適任ノ監督ヲ停職シ適任ト認ムル監督ヲシテ之レニ代ハラシムル權利ヲ有スルモノトス前記監督ハ耕地主ト協定ヲナシ其必要ト認ムル數ノ日本人組長ヲ其配下ニ使用スルコトアルベシ

第九條 耕地主ハ移民ニ對シ無料ニテ醫藥並ニ衛生ニ適スル臺所附キノ宿舍及各人毎ニ長サ六呎巾三呎ノ木製又ハ藤製ノ臺(就眠床)ヲ給與ス尚移民中重症或ハ流行病發生セシ場合ハ最十分ナル手當ヲ施スベキコトヲ約ス

第十條 移民ハ勞働中又ハ不時ノ出來事ノ爲メニ勞働不能

ニ於ケル檢疫所ニ留置セラルル場合ニハ耕地主ハ會社ニ對シ契約移民一人ニ付一日秘貨五十「セントapos」ヲ支拂フベキコトヲ約諾ス

但シ移民ガ全部上陸ヲ禁止セラレ汽船ガ公衆衛生上他ニ轉航セザルベカラザル場合ハ此限リニアラズ

第十四條 會社ハ日本ニ於テ移民ト契約ヲ締結シ日本政府ノ認可ヲ受ケ日本ニ於テ會社ト移民間ニ締結ス可キ契約中ノ雇傭期間ハ一ケ年ヲ一期トス但シ會社ト移民ノ協定ニヨリ滿期後更ニ一ケ年若クハ其以上ノ期間ニ延長スルコトヲ得ル規定ヲ設ク可キモノトス隨テ會社ハ少クトモ一ケ年間移民ヲシテ耕地ニ止マラシムベキ義務アルモノトス但シ五百「タレア」ヲ完了セル移民ハ第十六條規定ノ賞與金ヲ受クヘキ權利アルモノトス

第十五條 移民ガ耕地ニ到着シタル日ヨリ起算シ本契約一ケ年ノ期間内ニ耕地ヲ逃亡シタル時ハ耕地主ハ書面ニ依リ其旨ヲ通知ス會社ハ其報告ニ接シタル日ヨリ七ヶ月以内ニ之レガ補充ヲ爲スベキ義務アルモノトス而シテ該期間内補充不可能ノ場合ニハ會社ハ耕地主ニ對シ該移民耕地逃亡ノ日ヨリ起算シテ一ケ年ニ滿ツルニ不足スル日數

トナリタル場合ニハ醫師ノ證明ヲ受ケ休養期間中毎日常規賃金ノ三分ノ一即チ四十「セントapos」及食事醫療ヲ給セラルルモノトス

第十一條 移民ガ命ゼラレタル勞働ニ從事中不慮ノ災害ノ爲メニ死亡スルカ又ハ永久的の不具者トナリタル場合ニ耕地主ハ賠償金トシテ秘金貨貳拾磅ヲ會社ニ支拂フ事ヲ約ス耕地主ハ此ノ支拂ニ依リ他ノ責任一切ヲ免ルルモノトス

第十二條 耕地主ハ會社ノ盡力ニ相當スル手數料トシテ「チンボテ」港ニ於ケル移民ノ渡航船上ニテ引渡サルヘキ移民男女各一人ニ付秘金貨貳磅半ヲ會社ニ支拂フコトヲ約諾ス右金額中ニハ移民ガ日本ヲ出發シテヨリ「チンボテ」港ニ着スル迄ノ航海中ノ醫藥種痘其他會社ノ負擔ニテナスベキ事項ニ要スル總テノ經費ヲ含マルルモノトス但シ耕地主ハ船賃トシテハ何等支拂フコトナキモノトス若シ原因ノ如何ヲ問ハズ目的港ニ於テ契約勞働者人員ニ不足ヲ生ジタル場合ハ耕地主ハ其受取りタル人員ニ相當スル手數料ノミヲ支拂フベキモノトス

第十三條 移民搭載船カ「カヤオ」港又ハ其他ノ上陸地點

ニ應ジ毎月秘貨一「ソール」四「セントapos」若クハ該逃亡者ノ二百五十「タレア」ヲ完了スルニ不足ナル「タレア」數ニ應ジ一「タレア」ニ付秘貨五「セントapos」ヲ賠償スヘキコトヲ約諾ス

第十六條 耕地主ハ最小限五百「タレア」ヲ完了シタル移民一人ニ對シ秘金貨五磅ヲ會社ニ支拂フコトヲ約ス右ノ支拂方法ハ移民ガ五百「タレア」ヲ完了スルト同時に其金額ヲ支拂フベキモノトス會社ハ此秘金貨五磅ニ相當スル勞働ヲ爲シタル移民ニ對スル賞與金トシテ其金額ヲ該移民ニ交附スベシ右五磅ノ賞與金ハ各五百「タレア」ヲ完了スルニ從ヒテ繼續シテ支拂ハルルモノトス

第十七條 第一條第十四條及第十五條ニ規定セル期間滿了前ニ耕地主ガ移民ノ全部又ハ一部ニ對シテ契約ヲ解除セント欲スル時ニハ三ヶ月前ニ解雇及解除ノ通知ヲ會社ニ與ヘ且ツ其賠償トシテ移民一人ニ秘金貨五磅ヲ會社ニ支拂フベキモノトス

第十八條 移民正當且ツ已ムヲ得ザル理由ニヨリ本契約ノ解除ヲ望ム場合ニハ會社ノ承認ヲ經且ツ負債ヲ償還シタル後實行シ得ベキモノトス此場合會社ハ支拂ヲ受ケタル

手數料ヲ其割合ニ應シ耕地主ニ返還スベキモノトス即チ二百五十「タレア」ニ充タザル各一「タレア」ニ付十「セントアボス」ノ割合ニテ之レヲ爲スベキモノトス

第十九條 勞働者ガ目的港(「チンボテ」)ニ到着シタル後其渡航船ヨリ耕地ニ達スル迄ニ要スル費用並ニ其期間ノ食料又ハ右移民ノ携帶スル手荷物ノ運搬費用ハ總テ耕地主ノ負擔タルベシ又耕地主ハ移民ノ耕地到着後最初ノ三日間ハ移民ノ依頼ニヨリ毎日常晝ノ二食ヲ準備スルノ義務アルモノトス但シ其代價ハ移民ノ負擔ニシテ耕地主ハ移民ガ最初ノ賃金ヨリ一食ニ付十五「セントアボス」ヲ引去ル權利ヲ有スルモノトス

第二十條 耕地主ハ移民ニ對スル支拂額及支拂方法ニ就テ不規則ノ事アル時ハ本契約ニ關スル當事者全體ニ不利益ヲ與フルモノト思考スルガ故ニ其最モ劃一公正ヲ期ス可キ事ヲ約ス

本契約中ノ變更其他ノ事件ニシテ直接移民ニ影響スベキモノハ悉ク耕地主會社間ニ於テ商議シ兩者ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十一條 本契約當事者ハ普通裁判權ヲ放棄シ仲裁者ノ

ニ契約ノ破棄及損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ベシ若シ又會社ニ於テ不慮ノ出來事其他ノ不可抗力ノ場合ヲ除クノ外本契約書ニヨル義務ヲ履行セザル時ハ耕地主モ亦前記同様ノ權利ヲ有スルモノトス

第二十三條 會社代理人齋藤千之ハ委任セラレタル權限ニ依リ本契約ニ署名シ契約履行ノ責ニ任ス耕地主ノ秘露國法律若クハ會社ト締結シタル契約ノ明文ニ反スル行爲ニヨリ移民ノ被ル損害ニ就キテハ秘露ノ行政及司法ノ官憲ニ對シ移民自ラ救済ヲ請求スル權利アルコト並ニ同方法ニヨリ移民ハ個人ノ權利ヲ充分ニ確保センガ爲メニ會社ガ移民ニ對スル義務ノ適當ナル履行ヲ請求スル權利アルコトヲ承認ス

第二十四條 本契約ハ日本政府ヨリ認可ヲ受ケタル日ヨリ當事者ヲ羈束スベキ効力ヲ生スルモノトス

第二十五條 耕地主ト會社間ニ於テ本契約書ノ外ニ本契約書中ノ條項殊ニ第三條規定ノ賃金率ヲ變更スベキ何等ノ文書ノ交換ナキコト及賃金ハ一「ソール」二十「セントアボス」ヲ下ルコトナキコトヲ互ニ承認ス

千九百十三年十月三十一日證人「ジョーン、ア、エートキン

裁定ニ服從スベシ即チ本契約ノ解釈或ハ實行ニ關シ異議又ハ疑問ヲ生シタル時ハ仲裁者ニヨリテ解決セラルモノトス會社ハ本契約ノ繼續期間會社ノ名義ヲ以テ本契約ノ解釋及實行ニ關スル一切ノ異議ヲ解決シ且ツ耕地主ト和協シテ事ヲ處スルニ足ルベキ十分ノ能力アリ且權利ヲ有スル一名ノ代表者ヲ里馬ニ駐在セシムベシ

若シ會社ニシテ耕地主トノ間ニ異議アリテ之ヲ満足ニ解決スルコト能ハサル時ハ兩者ハ進ンデ右ノ異議ヲ解決セシガ爲メニ仲裁者ヲ指名スベシ

若シ兩當事者ガ右ノ異議ヲ解決スベキ仲裁者及ヒ第三者ノ指名ニ就キ合議一致セサル時ハ里馬商業會議所ヲ仲裁者トシ會社及耕地主ハ其裁決ニ服從スルノ義務アルモノトス

右仲裁ニ關スル一切ノ事項ハ之ヲ公文仲裁證書ニ作成シ兩當事者之ニ署名スルモノトス

第二十二條 耕地主若シ本契約書ニ基キ支拂フベキ義務アル金額ヲ會社ニ對シテ支拂方延引シタル時ハ會社ハ一ヶ月ニ付一步ノ延滞利子ヲ附シテ其ノ支拂ヲ請求スル權利アルモノトス若シ適當ト認ムルニ於テハ此等ノ請求ノ外

「ン」及「タンボ、レアル」耕地ノ「セシル、ヘイア」ノ面前ニテ各自關係當事者ノ同意ヲ證スル爲メ同文三通ヲ作り各自署名ス

秘露甘蔗耕地株式會社支配人

ヘンリ、ア、ロアード(自署)

東洋移民合資會社代表者

齋藤 千之(自署)

證人 ジョーン、ア、エートキン(自署)

證人 セシル、ヘイア(自署)

(附屬書三)

「タンボ、レアル」耕地ニ關スル情況書

位置 「ペルー」國ハ南緯三度二十一分ヨリ十九度十分、

西經六十八度ヨリ八十一度廿分四十五ノ間ニ位シ、ソ

ノ廣袤四十八萬方哩アリ

今回ノ就業地タル「タンボ、レアル」耕地ハ「アンカ

シュ」縣「サンタ」州ノ内ニ在リテ、「チムボテ」港

ノ北十二哩ノ地點ニ位シ、西經七十八度三十四分、

南緯九度、北ハ「ヴェンソス」耕地ト接シ、南ハ「チ

ムボテ」邑及港灣ニ連ナリ、西ハ「サンタ」河ト「サ

ンタ」邑ニ境シ、東方ハ一連ノ山脈ニ面セリ
道順 日本ヨリ就業地ニ達スベキ道順ハ、東洋汽船會社ノ
南米航路ニヨリテ、先ヅ「カヤオ港」ニ到リ、同港ニ於テ
更ニ沿岸航路ノ船ニ轉乘シ、「チムボテ」港ニ上陸ス、
此地ヨリ「ダブロネス」邑ニ到ル間約五十七キロメー
トル(我約十四里)ノ距離ニハ「ペルヴィアン、コオ
ボレーション」ノ經營セル鐵道アルヲ以テ、「チムボ
テ」港ヨリハ、コノ本線ニヨリテ行クコト數哩ニシテ、
更ニコノ支線ヲ取り左向スレバ、耕地所有線ニ轉ズル
ヲ得、乃チ、又コレニヨリ行クコト僅カニシテ耕地本
部ニ達ス、日本ヨリ「カヤオ」港迄ハ約四十五日ヲ要
ス

氣候 「ペルー」國ハ熱帶地ニシテ暑熱甚ダ高キガ如クナ
ルモ、地方ニ由リテ氣候ニ大差アリ、殊ニ「タンボ、
レアル」地方ノ如キ西海岸一帯ノ地ハ「フンホルド」
寒潮流ト「アンデス」山ノ高嶺トガ氣氛ヲ調和シ太平
洋ヨリ吹キ來ル西南風ノ爲ニ十二月ヨリ三月迄ハ廿八
度内外、六月ヨリ九月迄ハ十八度内外ノ氣温ヲ保チテ
凌ギヨキコト温帶ニ於ケルガ如シ

無料ニテ雇主ヨリ貸與セラルモノトス

日用品數種ノ價格ヲ參考ノタメニ示セバ

品目	單位	標準價格
白米	一斤	十セントavo
麵類	同	十
鹽	同	五
豆	同	七
牛肉	同	骨付十八
豚脂	同	四十
茶	一包(一斤ノ八分ノ二)	十五
白砂糖	一斤	八
黑砂糖	同	二十二
石鹼	一個	五
靴下	一足	二十
勞働靴	同	六十

醫藥 移民ガ病氣ノ場合ニハ雇主ヨリ無料ニテ醫藥ヲ給與
シ治療セシムルコトハ勿論ニシテ又「タンボ、レア
ル」ニハ完全ナル病院ノ設備アリテ英國醫師之ニ任ゼ
リ

耕地 「ペルー」甘蔗株式會社ガ所有耕地ノ全面積ハ六千
三百十八「ファネガダス」ニ亘リテ、ソノ耕作ニ適セ
ル地ヲ四千三百七十五「ファネガダス」トシ、ソノ中
四百七十五「ファネガダス」ハ既墾ノ地ニ屬シ、三百
「ファネガダス」ヲ準備中ノ地トス、(一「ファネガダ
ス」ハ凡ソ我五町三反ニ當ル)

現今、砂糖ノ生産輸出額ハ一ケ年約四千噸ナリト雖、
尚、機械ノ完備ト勞働者ノ充足ヲ全ウスルヲ得バ、優
ニ一ケ年一萬二千噸以上ヲ輸出スルニ至ルベキヲ期セ
リ、會社ハ既ニ五百萬圓ヲ費ヤシテ、今日迄ノ經營ニ
資セシガ、今ヤ事業ヲ擴大スベキ機運ニ際シテ更ニ勞
働者ノ需要ヲ急トスルニ至レルナリ

耕作物ハ甘蔗ヲ主トスルハ勿論ナリト雖、外ニ若干ノ
牧草及綿花ヲモ栽培セリ、而シテ目下一切ノ仕事ニ從
ヘル勞働者ハ悉「ペルー」人ノミニシテ其數約五百餘
ヲ算ス

生活 日常生活ニ必要ナル物品ノ價格ハ比較的低廉ナルヲ
以テ、ソレガ爲ニ費ヤスベキ額ハ一ケ月八圓乃至十二
圓ヲ以テ足レリトシ、宿舍及勞働ニ要スル器具ハ一切

(東洋移民合資會社)

一八九 五月二十日 神谷東洋移民會社社務担当社員ヨリ
加藤外務大臣宛

ペルー国行移民募集ニ關スル廣告文案認可願
出ノ件

廣告文案認可願

今般弊社ニ於テ南米秘露行契約農業移民取扱ニ際シ新聞紙
其他配附印刷物並ニ揭示ニ記載スベキ廣告文案別紙ノ通り
御認可被成下度移民保護法施行細則第二十一条ニ拠リ此段
奉願上候也

大正四年五月二十日

東京市京橋区新肴町拾番地
東洋移民合資會社

業務担当社員 神谷 忠雄(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

註：別紙省略

一九〇 五月二十日 神谷東洋移民会社業務担当社員ヨリ
加藤外務大臣宛

ペルー国タンボ、レアル行移民心得ニ關スル
印刷物配付認可願出ノ件

附屬書 ペルー国タンボ、レアル耕地行移民心得

秘露国行移民ニ關スル印刷物配付認可願

今般秘露国「アンカシュ」省「サンタ」州所在「タンボ、
レアル」耕地行契約移民取扱候ニ付別紙ノ通り

「ペルー」国「タムボ、レアル」耕地行移民心得

ト題スル印刷物配附致度候間至急御認可被成下度移民保護
法施行細則第二十一条ニ拠リ此段奉願上候

大正四年五月二十日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

業務担当社員 神谷 忠雄(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

註 右認可願ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ五月二十一日附進第
九二六号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ

(附屬書)

「ペルー」國「タムボ、レアル」耕地行移民心得

に轉乘して「チムボテ」港に上陸すれば鐵道あり、これ
に依て就業地に達することを得「カヤオ」港より就業地
迄は三日間と見るべし

○雇主 雇主會社は「ベルヴィアン、シユガー、エステー
ト、コムパニー、リミッテッド」(「ペルー」甘蔗耕地株
式會社)と稱し今より十八年前の設立にかかり、本店を
英國「ロンドン」に支店を「ペルー」國「リマ」市に置
き耕地支配人其他主なる役人は皆英人なり

○生活 食料品は割合に廉價なるを以て一ヶ月八圓乃至十
二圓迄を生活に要する費用となす

○貨幣 秘貨 一「セントアウオ」(邦貨約金壹錢)

同 一「ソール」 (同 壹圓)

同 一「リブラ」 (同 拾圓)

英貨一「ポンド」は當國に於て一「リブラ」と同價格
に通用す

二、契約に就て

○年限 契約年限は目的地到着の日より滿一ヶ年とす

○仕事 甘蔗の栽培精製及之に關する雜役

○時間 農作地に在りては十時間、製造場内にては十二時

我東洋移民合資會社は「ペルー」甘蔗耕地株式會社と契約
を締結して帝國政府の認許を得、同社の「タムボ、レアル」
耕地へ日本移民を供給することとなりしを以て渡航希望の
人は必先づ左記の條件を克く心得て募集に應ぜらるべし
一、渡航地に就て

○「ペルー」 此國は南米の西岸に横はりて太平洋に面し
南緯三度廿一分より十九度十分、西經六十八度より八十
一度廿分四十五の間に位し、廣袤四十八萬方哩にして人
口四百五十萬(我人口の十分の一)あり

○耕地 此國の「アンカシュ」縣「サンタ」州に在り「タ
ムボ、レアル」と稱す「チムボテ」港の北方十二三哩に
位し西經七十八度三十四分南緯九度の地點なり

○氣候 西海岸を流るる「フンホルド」の寒潮と「アンデ
ス」山の高嶺とが氣分を調和し太平洋より吹き来る西南
風の爲に十二月より三月迄は華氏八十一度内外六月より
九月迄は華氏六十二度内外の氣温を持し凌ぎ良き氣候な
り

○道順 東洋汽船會社の南米線をとりて先づ「カヤオ」港
に達し(此間約四十五日を要す)更に沿岸を交通する船

間の勞働をなす

○賃金 左の方法に依て給與せらる

一、日給勞働、農作地にて十時間又は製造場にて十二
時間の勞働に對し一「ソール」二十「セントアウオス」
を支拂はるること

一、「タレア」勞働、仕事を見積もる標準に「タレア」
を以てし一「タレア」を仕上げたるものには一「ソ
ール」二十「セントアウオス」を支拂はるる方法にし
て(普通一「タレア」とは「ペルー」勞働者ガ一日
分の仕上げ高を標準とせる語なり)一種の請負法な
り

一、數量勞働、これは分量又は重量勞働とも言ひ日本
人監督立合の上にて數量又は重量を測定配與しその
仕上げ高に由りて支拂はるる方法

一、時間増勞働、雇主が要求せる場合に規定の時間外
及休日に勞働せるときは一時間又は三十分を超えた
る端數に付十八「セントアウオス」而して三十分又は
其以下の時は十「セントアウオス」を支拂はること

○女子 は家庭の用務の爲、妨げられる場合の外、男子と

同様の労働時間及賃金を適用せらるるものとす

○賞與 五百「タレア」を完成せるものには男女を問はず五「ポンド」(我五十圓)を賞與せらる

○弔慰 仕事の爲に負傷して死亡するか又は永久的労働不能となるものには二十「ポンド」(我二百圓)を當人又は其家族に給與せらる

○積立 一日の所得中(日給と請負との別なく)より一日二十「セントアウオス」を積立て満期の際取引銀行よりの利子を附して拂渡さるものとす但必要あるときは何時にても請求して拂渡を受けることを得

○宿舍 臺所及寢床付宿舍其外仕事用器具は無料にて貸與せらるるものとす

○醫療 病氣又は負傷に對しては無料醫藥を給與し労働中不時の出來事の爲に労働不能となりたる場合には醫師の證明により其休養期間中常規賃金の三分の一即四十「セントアウオス」及食事醫藥を給せらる

○休日 毎日曜日、一月一日、七月廿八日(「ペルー」國々祭日)、十月卅一日(天長節祝日)、十二月二十五日(耶蘇降誕日)、神聖金曜日

一、金九拾圓 横濱より「カヤオ」港迄の船賃

一、金 拾圓 「カヤオ」港より「チムボテ」港に至る船賃見積

一、金 七圓 「カヤオ」滞在費及轉乘諸入費見積

一、金 貳圓 「ペルー」領事查證料

一、金貳圓貳拾錢 身體検査種痘検査消毒費用

一、金 壹圓 旅券領収書貼用印紙代

一、金 六圓 出發港滞在費見積

(一日六十錢十日間としての勘定)

一、金五拾錢 艀舟賃、手荷物運搬費

合計金百四拾參圓七拾錢

右の中「見積」と記したる項は實費を精算して仕拂ひ殘額あらば、拂戻をなすものとす、尚郷里より出發港迄の旅費若干及び渡航地到着當時の小遣金若干を用意すべし

○携帶品 左記の品々は必ず携帶することを忘るべからず

(一)蚊帳 (二)菅笠 (三)水瀝 (四)水筒 (五)毛布 (六)安直にして丈夫なる労働服 (七)輕便なる鍋釜食器類

これらの外シャツ、ズボン下、靴、靴下、寢巻、小布

三、渡航に就て

○資格 渡航の希望者は現に農業に従事し身體強壯なる農夫にして男子は滿二十才以上四十五才以下のものたるべし、トラホーム、脚氣、禿頭病等のものは上陸を拒絶せらるる恐あるを以て採用せず

○證人 保證人として相當の財産を有するもの二名を要す

○手續 醫師の健康診斷書、戸籍謄本二通、最近撮影の寫眞二葉及び渡航手数料の内金拾圓を添へて申込を爲し、移民契約締結、出願其他書類の作製手續をなすべし而して移民出發港に於て検査に合格したるときは手数料殘額金拾五圓を拂入るものとす、但、契約後正當なる理由なくして破約せるときは會社は既に盡したる手数料に對して金五圓を受取り殘額は之れを還付すべし

○検査 出發港に於て移民は指定醫師の體格検査を受けることを要す而して此検査に合格せざるものは渡航することを得ず隨て會社は渡航手数料全部を還付すべし

○諸費 渡航に要する諸入費は一切移民の自辨にして概算左の如し

一、金廿五圓 公認渡航手数料

團、金盞、藥罐、其他日用小間物品、但し軍服、勲章、刀劍、賭博器具は持參すべからず

東洋移民合資會社
(商法施行前設立)

出張所在地

業務代理人氏名

一九一 六月三日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

ペルー国タンボ、レアル耕地行移民ニ關スル

書面契約案承認通知ノ件

通送第二七八号

客月廿一日附進第九一九号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人東洋移民合資會社ヨリ提出シタル秘露国「タンボ、レアル」耕地行移民ニ關スル書面契約案承認願ニ對シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

(別紙)

第三八号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

東洋移民合資会社

業務担当社員 神谷 忠雄

大正四年五月十八日付秘露国「タンボ、レアル」耕地行移民男女ヲ通ジテ耆百名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件

右承認ス

大正四年六月三日

外務大臣男爵 加藤 高明(印)

一九二 六月五日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

ペルー国行移民募集ニ関スル広告文認可ノ件

通送第二七九一号

客月二十一日付進第九二七号ノニヲ以テ東洋移民合資会社ノ取扱ニ係ル秘露国行契約農業移民募集ニ関スル広告文認可願書御進達相成候処右別紙ノ通り認可相成候ニ付申請者ニ御交付有之度此段申進候也

(別紙)

指令書

東洋移民合資会社

業務担当社員 神谷 忠雄

大正四年五月二十日付願秘露国「タンボ、レアル」耕地行移民心得印刷物配布ノ件認可ス

大正四年六月五日

外務大臣男爵 加藤 高明(印)

一九四 七月二十日 笠井岡山県知事ヨリ
加藤外務大臣宛

ペルー国タンボ、レアル耕地行移民渡航許可

ニ付報告ノ件

保第五二〇六号

大正四年七月二十日

岡山県知事 笠井 信一(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

南米秘露国行農業移民ト其ノ取扱人タル東洋移民合資会社トノ間ニ締結セムトスル別紙契約書案ニ対シ本月十三日(小林市左衛門及妻兼ニ対シ)同十九日(深井邑ニ、深井吉之介ニ対シ)認可ノ上同時ニ別表ノ通渡航許可致候条及

指令書

東洋移民合資会社

業務担当社員 神谷 忠雄

大正四年五月二十日付願秘露国行契約農業移民募集ノ為メ新聞紙等ニ広告文掲載方ノ件認可ス

大正四年六月五日

外務大臣男爵 加藤 高明(印)

一九三 六月五日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

ペルー国タンボ、レアル耕地行移民心得ニ関スル印刷物認可ノ件

通送第二七九二号

客月二十一日付進第九二六号ノニヲ以テ東洋移民合資会社ノ取扱ニ係ル秘露国「タンボ、レアル」耕地行移民心得方印刷物認可願書御進達相成候処右別紙ノ通り認可相成候ニ付申請者ニ御交付有之度此段申進候也

(別紙)

第四〇号

報告候也

(別表)

移民種類	家族關係		移 民	取扱人名
	氏 名	年 令		
農業	家長 小林市左衛門	明治十八年五月廿六日生	東洋移民	合資会社
"	妻 " 兼	明治廿四年二月十三日生		
"	单独 深井 邑二	明治廿七年五月六日生		
"	深井 吉之介	明治廿七年五月廿日生		

註 別紙契約書案前掲ニ付省略

一九五 九月三日 神谷東洋移民会社業務担当社員ヨリ
大隈兼任外務大臣宛

ペルー国サンホセ及スウテ耕地行移民心得ニ

関スル印刷物配付認可願出ノ件

今般秘露国「アンカシュ」省「サンタ」州「ネベニヤ」谿所在「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行契約移民取扱候ニ付別紙ノ通り

「ペルー」国「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行移

民心得

ト題スル印刷物配付致度候間至急御認可被成下度移民保護
法施行細則第二十一条ニ拠リ此段奉願上候也

大正四年九月三日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

業務担当社員 神 谷 忠 雄(印)

外務大臣伯爵 大隈重信殿

註一 右認可願ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ九月八日附進第一

五七七号ノニヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ

二 別紙移民心得ハタンボ、レアル耕地行移民心得(一九〇
文書附屬書)ト大同小異ナルニ付省略ス

一九六 九月十五日

坂田通商局長ヨリ
西久保警視總監宛

ペルー国サンホセ及スウテ耕地移行

民心得ニ関スル印刷物配布認可ノ件

通送第四四二九号

本月八日付進第一五七七号ノニヲ以テ東洋移民合資会社ノ
取扱ニ係ル秘露国サンホセ、スウテ甘蔗耕地行移民心得方
印刷物認可願書御進達相成候処右別紙ノ通り認可相成候ニ
付申請者ニ御交付有之度此段申進候也

(別紙)

指令書

移民取扱人 東洋移民合資会社

業務担当社員 神 谷 忠 雄

大正四年九月三日付願秘露国サンホセ、スウテ甘蔗耕地行
移民心得印刷物配布ノ件認可ス

大正四年九月十五日

外務大臣伯爵 大隈重信(印)

事項一〇 「ブラジル」移民関係雜纂

一九七 一月十二日

在サンパウロ松村総領事ヨリ
加藤外務大臣宛

「サンパウロ」州政府ノ海運業者ニ対スル移

民補助誘入中止ノ件

領第五号

(三月十九日接受)

大正四年一月十二日

サンパウロ出張中

総領事 松 村 貞 雄(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

当州政府ハ従来日本移民会社ト移民誘入契約ヲ有スル外尚
千九百一年以来引続キ三個ノ海運取扱店ニ対シ十二歳以上
ノ移民一名ニ付八磅以下支払ノ条件ヲ以テ移民誘入ノ許可
ヲ与ヘ来リタル処曩ニ日本移民誘入契約ヲ解除シテ以来何
人トモ此種契約ヲ有セサル事ナリタルガ歐洲戦乱ノ結果
州ノ財政困難トナリタル為メ昨年八月以来断然海運業者ニ
対スル誘入許可ヲモ取消ス事トナリタリト云フ而シテ従来
誘入許可ヲ得タル海運業者ハ「サンパウロ」市 V. Lucci &

一〇 「ブラジル」移民関係雜纂 一九七

Cia. Antunes dos Santos & Cia 及「リオ」市 Jano-

vitz & Cia ニシテ第一ハ専ラ伊太利移民第二ハ西班牙葡

萄牙及「シリア」人第三ハ主トシテ埃国移民ノ誘入ニ従事

シ此等海運取扱店ガ其移民ヲ輸送スルニ当リテハ西班牙人

葡萄牙人及「シリア」人ハ重ニ仏国船(マルセイユ発)ニ

ヨリ時々英船(ヴィゴ又ハ里斯本発)又ハ伊国船(ゼノヴ

ア発)ニヨル事アリ伊太利移民ハ専ラ伊太利船(ゼノヴ

ア発)ヲ以テ輸送シ埃国人ハ埃国船(トリエスト発)ヲ用ヒ

タリト云フ右ノ内「アンツィネス」商会ハ州農商務省ト親

密ナル関係ヲ有シ最モ盛ニ移民ノ輸入ヲナシタル処過般突

然閉店(破産セリト称セラル)セル由聞及候処今回出資者

「ドクトル、パウロ、ダ、シルヴァ、ブラド」連帯責任者

「ジョゼー、アンツィネス、ドス、サントス」及「ガブリ

エル、コルビシエル」ヲ以テ新タニ同名義ノ商会ヲ設立シ

同一ノ業務ヲ営ム旨関係者ヨリ通報ニ接シ候御参考迄右及

報告候 敬具